

令和4年旭市議会第1回臨時会会議録目次

第1号（1月20日）

議事日程第1号その1	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
臨時議長の紹介	3
開 会	3
仮議席の指定	3
当選議員及び市長並びに説明員紹介	4
市長挨拶	4
議長の選挙	5
議事日程第1号その2	8
本日の会議に付した事件	8
議席の指定	10
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
副議長の選挙	11
常任委員会委員の選任	13
議会運営委員会委員の選任	14
議会だより編集特別委員会設置	15
議会だより編集特別委員会委員の選任	16
東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	16
東総衛生組合議会議員の選挙	17
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	18
議案上程	19
議案第1号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて	

議案第2号 専決処分の承認について（令和3年度旭市一般会計補正予算）

議案第3号 専決処分の承認について（令和3年度旭市一般会計補正予算）

提案理由の説明	19
議案の補足説明	21
会議時間の延長	25
質疑、討論、採決	25
閉会中の所管事務調査申出書の件	37
閉 会	37

令和4年旭市議会第1回臨時会会議録

議事日程（第1号）その1

令和4年1月20日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 仮議席の指定
 - 第 3 当選議員及び市長並びに説明員紹介
 - 第 4 市長挨拶
 - 第 5 議長選挙
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 仮議席の指定
 - 日程第 3 当選議員及び市長並びに説明員紹介
 - 日程第 4 市長挨拶
 - 日程第 5 議長選挙
-

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	大八木 利 武	総 務 課 長	宮 内 敏 之
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	山 崎 剛 成
税 務 課 長	伊 藤 義 一	市民生活課長	八 木 幹 夫
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	穴 澤 昭 和
健康づくり 課 長	齊 藤 孝 一	社会福祉課長	椎 名 隆
子 育 て 支 援 課 長	多 田 英 子	高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
商工観光課長	加 瀬 博 久	農水産課長	多 田 一 徳
建 設 課 長	浪 川 正 彦	都市整備課長	栗 田 茂
上下水道課長	宮 負 亨	会 計 管 理 者	向 後 稔
消 防 長	伊 東 秀 貴	教育総務課長	杉 本 芳 正
生涯学習課長	伊 藤 弘 行	体育振興課長	柴 栄 男
監 査 委 員 事 務 局 長	高 野 久	農 業 委 員 会 事 務 局 長	向 後 秀 敬

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

午前10時 0分

○事務局長（花澤義広） おはようございます。議会事務局長の花澤義広でございます。

さて、本日、令和4年旭市議会第1回臨時会が招集されましたが、この議会は一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととされております。

本日の出席議員中、年長の議員は松木源太郎議員でございます。

それでは、松木源太郎議員、よろしく願いいたします。

（松木源太郎 議長席着席）

○臨時議長（松木源太郎） ただいまご紹介いただきました松木源太郎でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

開会 午前10時 1分

◎日程第1 開 会

○臨時議長（松木源太郎） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和4年旭市議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 仮議席の指定

○臨時議長（松木源太郎） 日程第2、仮議席の指定であります。

仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎日程第3 当選議員及び市長並びに説明員紹介

○臨時議長（松木源太郎） 日程第3、当選議員及び市長並びに説明員の紹介。

これより当選議員及び市長並びに説明員の紹介をいたします。

初めに、当選議員の紹介を事務局長からお願いいたします。

（事務局長 花澤義広 紹介をする）

○臨時議長（松木源太郎） 続いて、市長並びに説明員の紹介を総務課長からお願いいたします。

（総務課長 宮内敏之 紹介をする）

◎日程第4 市長挨拶

○臨時議長（松木源太郎） 日程第4、市長挨拶。

ここで市長よりご挨拶があります。

米本市長、登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに旭市議会議員一般選挙後、初の市議会臨時会を開催するに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

昨年12月19日、任期満了に伴う旭市議会議員選挙が執行され、市民の皆様からの信任を得てめでたくご当選を果たされた皆様には、謹んでお祝いを申し上げます。選ばれました20名の議員の皆様を、この議場にお迎えし、これから共に市政の運営を行うことができますことを、大変心強く感じているところであります。

社会情勢の変化が激しさを増す中、議員お一人お一人に寄せられる市民の期待や関心は、これまで以上に高まっております。市民生活の安定、そして市政の発展のため、格別のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

全国的な問題ではありますが、少子高齢化、人口減少にコロナ禍も重なり、財源の確保がこれまで以上に厳しくなっております。市民と共に将来の旭市のあるべき姿をしっかりと見据え、行政改革を進めるとともに、必要な事業を見極めていかなければならないと考えて

おります。

「住み続けたいまち」の実現を目指し、堅実な市政運営をしてまいりますので、今後ともご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

議員の皆様のご活躍を心からご祈念申し上げまして、開会の挨拶といたします。

○臨時議長（松木源太郎） ここで、議案担当課以外の課長等は退席してください。

しばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○臨時議長（松木源太郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 議長の選挙

○臨時議長（松木源太郎） 日程第5、議長の選挙。

議長の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（松木源太郎） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は、投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○臨時議長（松木源太郎） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○臨時議長（松木源太郎） ただいまの出席議員は20名であります。

これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（松木源太郎） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（松木源太郎） 配付漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○臨時議長（松木源太郎） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へ進み、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみ有効といたします。

また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前だけの投票は、無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始します。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○臨時議長（松木源太郎） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（松木源太郎） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（松木源太郎） 開票を行います。

立会人の指名をいたします。

10番、片桐文夫議員、11番、遠藤保明議員、以上の2議員を指名いたします。

片桐文夫議員、遠藤保明議員は立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開 票）

○臨時議長（松木源太郎） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票

有効投票 18票

無効投票 2票です。

有効投票のうち	木内 欽市議員	9票
	飯嶋 正利議員	8票
	松木源太郎議員	1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、木内欽市議員が旭市議会議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました木内欽市議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知といたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

○臨時議長(松木源太郎) ただいま議長に当選されました木内欽市議員より就任のご挨拶が
ございます。

ご登壇願います。

(19番 木内欽市 登壇)

○19番(木内欽市) 一言ご挨拶申し上げます。

このたび皆様方のご推挙により議長に就任することになりました木内でございます。今さら申し上げることもございませんが、米本新市長の下、皆で力を合わせてよりよい旭市のために邁進してまいっている覚悟でございます。どうぞ議員各位の皆様にもご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

○臨時議長(松木源太郎) ここで議長を交代いたします。

議長、木内欽市議員、議長席にご着席願います。

(臨時議長 松木源太郎 議長席退席)

(議長 木内欽市 議長席着席)

議 事 日 程 (第1号) その2

令和4年1月20日(木曜日)

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 議会運営委員会委員の選任
- 第 7 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 第 8 東総衛生組合議会議員の選挙
- 第 9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第10 議案上程
- 第11 提案理由の説明
- 第12 議案の補足説明
- 第13 質疑、討論、採決
- 第14 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 5 常任委員会委員の選任
- 日程第 6 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程 議会だより編集特別委員会設置
- 追加日程 議会だより編集特別委員会委員の選任
- 日程第 7 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 8 東総衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第 1 0 議案上程

日程第 1 1 提案理由の説明

日程第 1 2 議案の補足説明

日程第 1 3 質疑、討論、採決

追加日程 閉会中の所管事務調査申出書の件

日程第 1 4 閉 会

午前10時38分

◎日程第1 議席の指定

○議長（木内欽市） 日程第1、議席の指定。

議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の議席を本議席に指定いたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（木内欽市） 会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

指名いたします。

1番、常世田正樹議員、2番、伊藤春美議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（木内欽市） 日程第3、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、議案説明のため、市長、副市長及び教育長ほか関係課長の出席を求めました。

◎日程第4 副議長の選挙

○議長（木内欽市） 日程第4、副議長の選挙。

これより副議長の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局職員、投票の準備をする）

○議長（木内欽市） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（木内欽市） ただいまの出席議員は20名であります。

これより投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（木内欽市） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（木内欽市） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみ有効といたします。

また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみ投票は、無

効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

○議長(木内欽市) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(木内欽市) 開票を行います。

立会人の指名をいたします。

12番、林晴道議員、13番、宮内保議員、以上の2議員を指名いたします。

立会人席へご着席願います。

(立会人、立会人席へ着席)

(開 票)

○議長(木内欽市) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票

有効投票 18票

無効投票 2票です。

有効投票のうち 林 晴道議員 12票

飯嶋 正利議員 2票

片桐 文夫議員 1票

伊藤 房代議員 1票

遠藤 保明議員 1票

松木源太郎議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、林晴道議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました林晴道議員が議場におられますので、会議規則第32条第2

項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻りください。

(立会人、自席へ着席)

○議長(木内欽市) ただいま副議長に当選されました林晴道議員より就任のご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

(12番 林 晴道 登壇)

○12番(林 晴道) 皆さん、こんにちは。旭市議会議員の林晴道でございます。

ただいま執り行われました副議長選挙におきまして、皆様方の温かいご支援、1票をいただきまして副議長にご推挙をいただきましたことを、ここに感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。

これから任期中は議長を支え、議長と共にこの旭市議会の発展、それから円滑な議事進行に精いっぱい邁進してまいります所存でございます。

未来に向かってどのような旭市をつくるのか、それは今を生きる我々、それから旭市議会に大きな責任があるかと思えます。僕は議員生活8年間、この旭市を全国、日本で輝く活発な市にしたい、その思いで全力で活動してまいりました。この大きな夢、夢を夢のままに終わらせてはならない、精いっぱい皆さんと一緒にこの旭市をいいまちに、輝くまちにさせていきたい、そのように本気で思っておりますので、どうか皆さん、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(木内欽市) ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午後 2時15分

○議長(木内欽市) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 常任委員会委員の選任

○議長（木内欽市） 日程第5、常任委員会委員の選任。

これより常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、旭市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務常任委員会委員に、松木源太郎議員、木内欽市議員、景山岩三郎議員、伊藤房代議員、宮澤芳雄議員、島田恒議員、常世田正樹議員、以上7名を指名いたします。

文教福祉常任委員会委員に、宮内保議員、片桐文夫議員、永井孝佳議員、崎山華英議員、伊場哲也議員、戸村ひとみ議員、伊藤春美議員、以上7名を指名いたします。

建設経済常任委員会委員に、向後悦世議員、飯嶋正利議員、林晴道議員、遠藤保明議員、井田孝議員、菅谷道晴議員、以上6名を指名いたします。

委員の選任が終わりましたので、この後、各常任委員会において正副委員長の互選を行うため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 3時 9分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました各常任委員会において正副委員長が選出されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会の委員長に景山岩三郎議員、副委員長に島田恒議員。

文教福祉常任委員会の委員長に宮内保議員、副委員長に片桐文夫議員。

建設経済常任委員会の委員長に菅谷道晴議員、副委員長に井田孝議員。

以上のとおりであります。

◎日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（木内欽市） 日程第6、議会運営委員会委員の選任。

これより議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任につきましては、旭市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

景山岩三郎議員、伊藤房代議員、宮内保議員、遠藤保明議員、戸村ひとみ議員、菅谷道晴議員、以上6名を指名いたします。

委員の選任が終わりましたので、この後、議会運営委員会において正副委員長の互選を行うため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時39分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました議会運営委員会において、委員長に景山岩三郎議員、副委員長に伊藤房代議員が選任されましたので、ご報告いたします。

おはかりいたします。議会だより編集特別委員会設置の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会設置の件を日程に追加し、直ちに議題とします。

◎追加日程 議会だより編集特別委員会設置

○議長（木内欽市） 追加日程、議会だより編集特別委員会設置。

おはかりいたします。市議会の活動を市民に周知するため、議会だよりの編集、発行及び市議会の広報に関する調査研究のため、4名の委員をもって構成する議会だより編集特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会を設置することに決しました。

おはかりいたします。議会だより編集特別委員会委員の選任の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会委員の選任の件を日程に追加し、直ちに議題とします。

◎追加日程 議会だより編集特別委員会委員の選任

○議長(木内欽市) 追加日程、議会だより編集特別委員会委員の選任。

これより議会だより編集特別委員会委員の選任を行います。

議会だより編集特別委員会委員の選任につきましては、旭市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

井田孝議員、永井孝佳議員、戸村ひとみ議員、常世田正樹議員、以上4名を指名いたします。

委員の選任が終わりましたので、この後、議会だより編集特別委員会において正副委員長
の互選を行うため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 4時25分

○議長(木内欽市) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました議会だより編集特別委員会において、委員長に永井孝佳議員、副委員長に井田孝議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◎日程第7 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長(木内欽市) 日程第7、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に、宮内保議員と林晴道議員をそれぞれ指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました宮内保議員と林晴道議員を当選人にそれぞれ定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、宮内保議員と林晴道議員がそれぞれ当選されました。

ただいま当選されました宮内保議員と林晴道議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◎日程第8 東総衛生組合議会議員の選挙

○議長(木内欽市) 日程第8、東総衛生組合議会議員の選挙。

東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員のうち、同組合同規約第5条第3項の規定による議員に伊場哲也議員と戸村ひとみ議員を、同条第4項の規定による議員に常世田正樹議員をそれぞれ指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました伊場哲也議員と戸村ひとみ議員を同組合同規約第5条第3項の規定による議員の当選人に、常世田正樹議員を同条第4項の規定による議員の当選人にそれぞれ定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、伊場哲也議員と戸村ひとみ議員を同組合同規約第5条第3項の規定による議員に、常世田正樹議員を同条第4項の規定による議員にそれぞれ当選されました。

ただいま当選されました伊場哲也議員、戸村ひとみ議員、常世田正樹議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◎日程第9 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（木内欽市） 日程第9、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

宮内保議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました宮内保議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、宮内保議員が当選されました。

ただいま当選されました宮内保議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◎日程第10 議案上程

○議長(木内欽市) 日程第10、議案上程。

市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第3号までの3議案であります。

議案第1号から議案第3号までの3議案を一括上程いたします。

議案第1号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第2号 専決処分の承認について(令和3年度旭市一般会計補正予算)

議案第3号 専決処分の承認について(令和3年度旭市一般会計補正予算)

◎日程第11 提案理由の説明

○議長（木内欽市） 日程第11、提案理由の説明。

地方自治法第117条の規定により、議案第1号に関係いたします向後悦世議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時31分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号の提案理由の説明を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日ここに令和4年旭市議会第1回臨時会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。開会に当たり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

初めに、議案第1号の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、市議会議員から選任した委員1名の任期満了に伴い後任の委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

私は、向後悦世氏が適任と考え、提案するものであります。

何とぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

ここで向後悦世議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時33分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第2号から議案第3号の提案理由の説明を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 議案第2号、議案第3号の提案理由について申し上げます。

議案第2号及び議案第3号は、専決処分の承認についてでありまして、いずれも新型コロナウイルス感染症対応に係る補正予算となります。

議案第2号、令和3年度旭市一般会計補正予算（第8号）は、国の緊急経済対策である子育て世帯等臨時特別支援事業及び新型コロナウイルスワクチン接種の3回目の住民接種事業に係る経費を、議案第3号、令和3年度旭市一般会計補正予算（第9号）は、子育て世帯への臨時特別給付金について、現金で一括給付するための経費を、それぞれ専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

以上、このたび提案いたしました議案第2号及び議案第3号の案件の趣旨をご説明申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 提案理由の説明は終わりました。

◎日程第12 議案の補足説明

○議長（木内欽市） 日程第12、議案の補足説明。

地方自治法第117条の規定により、議案第1号に関係いたします向後悦世議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時37分

再開 午後 4時38分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 宮内敏之 登壇）

○総務課長（宮内敏之） 議案第1号について、補足説明を申し上げます。

議案第1号は、旭市監査委員の選任についてでありまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をいただくものでございます。

今回選任したい方は、旭市上永井1074番地にお住まいの向後悦世氏、昭和26年3月15日生まれの方でございます。

なお、向後氏は、地方自治法第201条で準用する同法第164条第1項及び同法第198条の2第1項に規定する欠格事項、同法第201条で準用する同法第141条第1項及び同法第166条第1項に規定する兼職の禁止並びに同法第180条の5第6項に規定する兼業の禁止については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 総務課長の補足説明は終わりました。

ここで、向後悦世議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時41分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、提案の補足説明を求めます。

議案第2号から議案第3号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第2号及び議案第3号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第2号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和3年度旭市一般会計補正予算（第8号）です。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた国の緊急経済対策の一つ

である子育て世帯等臨時特別支援事業及び新型コロナウイルスワクチンの3回目の住民接種に係る経費について、迅速に対応する必要があったことから、12月1日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ7億4,600万円を追加し、予算の総額を327億5,100万円としたものであります。

第2条の繰越明許費の補正につきましては、この後の4ページで説明をいたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正です。

4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種完了が翌年度となることから繰越明許費を設定するものでございます。

少し飛びまして、7ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款2項2目民生費国庫補助金4億4,598万円の増は、右側説明欄1、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金です。こちらは、子育て世帯等臨時特別支援事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されております。

3目衛生費国庫補助金3億2万円の増は、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種事務費補助金と、説明欄2、新型コロナウイルスワクチン接種事業費補助金で、こちらも事業費の全額が補助されております。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款1項8目電子計算費478万7,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業の増によるもので、子育て世帯等臨時特別支援事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に係るシステムの改修費用です。

3款3項1目児童福祉総務費4億4,400万円の増は、説明欄1、子育て世帯等臨時特別支援事業で、子育て世帯に対し児童1人当たり5万円の子育て世帯臨時特別先行給付金の支給に要する費用です。

その下の9ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費2億9,721万3,000円の増は、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増で、こちらは新型コロナウイルスワクチンの3回目の住民接種に係る費用となっております。

議案第2号の補足説明は以上です。

続きまして、議案第3号、専決処分の承認について説明いたします。

令和3年度旭市一般会計補正予算（第9号）になります。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた国の緊急経済対策の一つである子育て世帯等臨時特別支援事業に係るもので、国の方針を踏まえ、本市でも一括で10万円を支給するために要する経費について迅速に対応する必要があったため、12月16日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ4億4,100万円を追加し、予算の総額を331億9,200万円としたものであります。

少し飛んで、7ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款2項2目民生費国庫補助金4億4,100万円の増は、説明欄1、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金です。こちらは、子育て世帯等臨時特別支援事業に対する補助金で、事業費の全額が補助されております。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

3款3項1目児童福祉総務費4億4,100万円の増は、説明欄1、子育て世帯等臨時特別支援事業の増で、先ほどの補正予算（第8号）にございました子育て世帯等に対し児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯臨時特別先行給付金について、国の方針を踏まえ、児童1人当たり10万円を一括で支給するために係る追加費用となっております。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（木内欽市） 財政課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

おはかりいたします。議案第1号から議案第3号までの3議案は、委員会付託を省略して

直接審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの3議案は委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

◎会議時間の延長

○議長(木内欽市) おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

◎日程第13 質疑、討論、採決

○議長(木内欽市) 日程第13、質疑、討論、採決。

これより議案第1号から議案第3号までの3議案について、順次議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、議案第1号に関係いたします向後悦世議員の退場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時47分

再開 午後 4時48分

○議長(木内欽市) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木内欽市) 質疑なしと認めます。

議案第1号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。採決は電子表決システムで行います。

議案第1号、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第1号は同意することに決しました。

ここで向後悦世議員の入場を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 4時51分

○議長(木内欽市) 議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

松木議員。

松木議員の許可をいたします。質問席にご移動ください。準備が整い次第、始めてください。

○20番(松木源太郎) じゃ、始めます。

第2号議案は、子育て世帯等臨時給付事業と新型コロナワクチンの接種費用、両方絡んでいるわけですが、子育て世帯が4億4,400万円、新型コロナ3回目の接種が2億9,721万3,000円。

まず1番目は、子育て世帯の対象人員はどのぐらいであるのか。そして、どういうふうにしてこの世帯を調べたのか。このことをぜひお聞かせいただきたいと思います。

それから、新型コロナワクチンの接種3回目と言っております。これは現在私どもに券が回ってきてまして、3月からであります。したがって、繰越明許費を計上するということは分かるんですけども、この計算から見ますと、費用的に約478万円が差があるわけですが、

これはどういうところに繰越明許費の差が出るのでしょうか。

この二つの点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、子育て世帯等臨時特別支援事業につきましてご回答させていただきます。

まず、最初の質問の対象者でございますが、児童1人当たり5万円で8,817人を見込んでおります。こちらは、ゼロ歳から18歳までの人口、住基上で調査いたしまして、そこから算定をさせていただいているところです。

具体的に申し上げますと、内訳といたしましては、児童手当受給対象者を6,598人、公務員等世帯の中学生までの児童を664人、高校生等を1,344人、それと基準日以降に出生しました新生児を211人と見込んでおります。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） 暫時休憩。

休憩 午後 4時55分

再開 午後 4時58分

○議長（木内欽市） それでは会議を再開いたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、繰越明許費の歳入よりも多く繰り越す要因ということでご説明します。

こちらコロナ経費に関しましては、今年度1回目、2回目の接種から予算が計上されていますが、その中でもさらに翌年度へ繰り越さなければならない経費という部分がございますので、歳入よりも多く繰り越させていただくということでございます。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 1点目の子育て世帯等の分については概略分かりましたけれども、実はこの支給の仕方が大変今問題になっていまして、それで最近立憲民主党も何か法案を出

したようですけれども、ここら辺の問題は市内にあるのかどうか、そういうことが事実起きているのかどうかということをお教えください。

それから、2点目の問題につきましては、3回目の分として来る金額より多くしたということは、1回目、2回目の分についてはまだ完全に終わっていないということなのか。それとももう終わったけれども予算的に残ったということなのか。その点を教えていただきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） ご質問は、事業内容についてということによろしかったでしょうか。

まず、1点目なんですけれども、今いろいろ話題にはなっているんですけれども、支給対象者を所得制限をかけているという点のお話でよろしかったでしょうか。

（発言する人あり）

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 離婚があつたりしたりして届けられない問題が、ほかに届いちゃっているという問題が起こっているけれども、そういうことは果たしてなかったのかと聞いている。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 基準日以降に離婚された方で給付金が届かないという、そちらのご質問についてお答えさせていただきます。

問合せといたしましては2件程度でございまして、そのうちの1件は離婚された子どもを養育しないほうの配偶者の方からということでございまして、給付金が自分のほうに振り込まれる、それを元の子どもを養育しているほうの配偶者のほうに届けることはできないかというようなお電話で、その回答といたしましては、基準日を過ぎてしまっておりますので、そちらは話合いでお願いしますということでございました。

また、ほかには報道等でもございますように、やはり離婚した後に給付金を受け取れない、何とかならないのかというような問合せはいただいているところでございます。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 3回目以外を繰り越しているということなので、1回目、2

回目の接種なんですけれども、継続して希望があれば、接種していない人の希望があれば接種していくようになります。

以上になります。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） ワクチンの問題ですけれども、それでは対象とされる方の何%がワクチンを今の段階では1回目、2回目されたんでしょうか。概略を教えてください。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） ワクチンの接種状況ですが、1月16日現在で65歳以上の方は1回目を1万9,233人接種終了しております。2回目の接種を完了した方は1万9,132人でございます。

（発言する人あり）

○健康づくり課長（齊藤孝一） 人口に対して91.7%と、2回目が91.2%になります。

あと、64歳以下のワクチン接種状況です。同じく1月16日現在、1回目の接種を完了した方3万4,246人、2回目の接種を完了した方は3万4,002人で、パーセンテージなんですけれども、1回目が89.2%、2回目は88.6%でございます。

以上になります。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席にお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

戸村ひとみ議員、質問席へ移動してください。準備が整い次第、質問を始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、1点質疑いたします。

子育て支援の10万円の5万円と5万円ということが、一括で10万円ということで、大変いいことだったんじゃないかなとまず申し上げます。

それで、その内訳なんですけど、私ちょっと電卓がなくてざっと計算したところ、歳入と歳出で私の中で若干の差異が出ましたので、この差異についてお聞かせください。

国庫から当然来ているんですけれども、1回目と2回目と歳入合わせてみると……合わせてみるとというか、私の計算よりも、まずお願いいたします。1回目、2回目、2号と3号の中の子育て支援のときの歳入と、あと私がちょっと歳出のほう若干多いんじゃないかなと思っていて、国庫で負担できていない部分があるんじゃないかなということを思いましたもんですから、そちらお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、お答えさせていただきます。

議案第2号のほうでございますが、歳入を国庫補助4億4,598万円としてございます。この内訳でございますが、歳出の8ページをお願いいたします。

8ページ、2款1項8目電子計算費、こちら説明欄のほう委託料、電算業務委託料とございます。このうち198万円が今回の給付金の改修費用になっております。そのほか子育て世帯等臨時特別支援事業4億4,400万円、こちらを合算いたしまして国庫補助額4億4,598万円となっております。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） 4億4,598万円の国庫支出金でございますけれども、電算システム運用事業費といたしまして198万円、そのほか、こちら歳出の8ページ、3款民生費のところ児童福祉総務費、こちら今回補正額4億4,400万円、こちらを合算いたしますと国庫支出金の合計額となっております。

よろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 私、両方で2号議案と3号議案合わせて、つまりお一人10万円が行っているわけですね。その両方合わせたほうを計算したらちょっと差が出てくるんです、歳入と歳出のほうで。なので、私の計算では若干の差が出てくるので、両方合わせたのをお願いしたいんですけれども、いいでしょうか。

2号議案のほうでシステム改修のほうで478万7,000円、これ歳出のほうで上がっている中で198万円が今回のトータルで10万円の分のシステム改修にかかったということですよ。

今度、それに加えて3号議案のほうでは、当然のことながらシステム改修というのはもう2号議案のほうで入っているから歳出もないんですけれども、私は国庫で全てが頂けているのかという、市の持ち出しがないのかというところをお聞きしたいんです。

私、これ計算、さっきも言いましたように電卓がないので拙い暗算でやってみたら、全部国庫で賄い切れていないんじゃないかというふうな数字が出たんです、私の中で。なので、ちょっとお伺いしています。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

今合算というお話でしたが、まず、議案第3号のほうなんですけれども、こちら歳入のほうをご覧くださいますと、7ページになります。こちら補助率10分の10、4億4,100万円とになってございます。歳出のほうをご覧くださいますと、こちら同額の4億4,100万円となっているところですよ。

(発言する人あり)

○議長(木内欽市) ただいまの質問、関連質問と理解しました。質問があればどうぞ。

戸村ひとみ議員。

○4番(戸村ひとみ) 分かりました。3号議案のほうでは、歳入、国庫10分の10で、歳出のほうもそれで合っています。ということは、2号議案のほうで、先ほど言いましたシステム改修のほうの198万円、これを入れて、この198という数字が分からなかったものですから、これを入れて、じゃ、もう国庫10分の10でこういうシステム改修から全てのことがもう賄われているということによろしいでしょうか。数字です、数字。

○議長(木内欽市) 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長(小倉直志) それでは、私のほうからいわゆる電子計算費の関係ですので、担当の企画政策課になりますので、お答えいたします。

議案第2号の8ページの電子計算費をご覧くださいと思います。上段ですね。2号の8ページです。

要は、この電子計算費が一括して478万7,000円というふうに支出で計上されております。ただし、補助金の額につきましては、先ほど子育て支援課長からありましたとおり、民生費のほうへの子育て関係のものが190万円ちょっと来ているということで、なのでこの478万7,000円を全て子育て関係の費用と見てしまうと支出のほうが多いというようなことになってくるのかなと思います。これは内訳です。

○議長(木内欽市) 戸村ひとみ議員。

○4番(戸村ひとみ) 分かりました。その辺は分かるんですけども、私が端的にお伺いしたいのは、市の持ち出しがなかったのかという、そのことを聞きたいんです。なので、その金額が歳入、国庫からの10分の10、それで歳出のほうに賄えているかという、全てが国庫で賄えているのかということをお聞きしたいだけです。

○議長(木内欽市) 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

戸村議員のおっしゃるとおり、歳出の部分全額を国庫支出金で賄っております。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席にお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

松木源太郎議員。準備が整い次第、始めてください。質問は起立でお願いいたします。

○20番（松木源太郎） 議案第3号について質疑申し上げます。

今戸村議員からご質疑が3号までわたりましたけれども、3号が結局歳入と歳出ぴったり同じ金額であるということについてご説明をしていただきたかった。

というのは、12月1日と16日の専決です。ですから、経費関係は丸々2号のほうでもって計上しているのか、それはどのぐらいの割合なんだということをお聞きしたかったので質疑いたします。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 今回の全体の中の事務費の割合ということでよろしいのでしょうか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 普通は予算計上するときに4億円ものお金を動かすときにはいろいろな経費がかかるわけです。ところが、全く同じ金額になっているので、1日と16日だから続けてきたのもって、事務費は2号のほうでもって賄っているのかと、そういうふうに聞いているんです。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

関連質問ですから、1回目の質問とみなします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 事務費につきましては、当初5万円で給付費を見ておりまして、議案第3号のほう、残りの5万円の給付費を計上させていただいております。こちら一括で給付することに決定いたしました関係で、事務費のほうは議案第2号のほうで全て賄えるものとしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席にお戻りください。

ほかに質疑のある方。

崎山華英議員。準備が整い次第、始めてください。

○6番（崎山華英） お願いします。

子育て世帯等臨時特別支援事業についてお尋ねします。

現在、世帯の中でほかに児童手当を受給している児童がいない高校生等や公務員の世帯など個別申請が必要な場合があるかと思えます。予算で先ほど内訳のほうもどのように人数を割り出しているのかは説明いただいたので分かったんですけども、そういった世帯に向けて、個別申請が必要な世帯に向けて本市はどのような周知方法を取っているかお尋ねしたいです。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

現在、広報紙及びホームページのほうで周知のほうを図っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 個別申請が必要な可能性のある高校生の世帯や公務員の世帯を抽出して

お知らせを発送している自治体もあるようなんですけれども、そのような予定はないでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） お答えいたします。

現在、そのような予定はございません。

ただ、申請漏れがないようにするための方法といたしまして、事務局のほうでは今後の申請状況を見ながらですが、未申請者に対して申請いただくように案内通知を送付したいと考えております。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

今国会でも話題になっていると思うんですけれども、所得制限があることについて、ほかの自治体では撤廃するところが続々と出ているようなんですけれども、所得制限を超過している世帯や、先ほどおっしゃっていた基準日である昨年9月30日以降に離婚したひとり親世帯に対して、国から交付される地方創生臨時交付金を活用して給付を開始する自治体もあるようですけれども、本市としては今後の予定はどのようなふうになっているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、まず初めに所得制限の対象外になる方についてお答えいたします。

今回の給付金は、児童手当制度に沿って運用しておりまして、令和2年の収入で児童手当所得制限に基づき判定させていただいているところです。例えば夫婦と子ども2人の4人世帯で扶養親族が3人の場合は、世帯の主たる生計維持者の所得が736万円、収入目安として960万円以上の方は対象外となるところです。

そのあたりのお話をされていると思うんですけれども、所得制限を撤廃する自治体も出てきてはおります。国からは、所得制限による給付ということで示されておりまして、現在それに従って旭市のほうは進めさせていただいております。

市独自による給付につきまして、今後近隣市の状況等を注視しながら検討してまいりたいと思っております。

また、先ほどもう1点の離婚等についてということでございますけれども、こちらも国のほうからは、本給付金は離婚等により基準日前後で対象の児童の養育者が異なる場合、現在子どもたちを養育している方に届かない場合があります。国はこの給付金の趣旨を、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除きゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円相当の給付を行うと示しております、この給付金の趣旨は離婚の場合等であっても変わるものではないということで、先ほどのご質問でもお答えしたんですが、使い道について、使途について、養育者が異なる場合であっても子どもたちにとって望ましい使途になるようよく話し合っていたりなど、子どもたちの未来を開く観点から子どもたちのためにご活用いただけるよう受給者の皆様にはご理解をお願いしますということで、こちらも周知の依頼が来ているところでございます。

今のところ、本市についてこの給付金制度を補完するための市独自の支援を実施する予定はございませんが、国及び近隣自治体の動向や地域の感染状況を注視しまして、必要な支援を総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の質疑を終わります。

崎山華英議員は自席にお戻りください。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

議案第3号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（木内欽市） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 5時24分

再開 午後 5時25分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、各常任委員会委員長より、地方自治法第109条第2項に規定する常任委員会の所管事務調査について、会議規則第105条第1項の規定に基づき、令和5年12月定例会開会日前日まで閉会中の継続調査とする申出がありました。

また、議会運営委員会委員長より、地方自治法第109条第3項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、会議規則第105条第2項の規定に基づき、令和7年12月31日まで閉会中の継続調査とする申出がありました。

また、議会だより編集特別委員会委員長より、地方自治法第109条第4項に規定する特別委員会の所管事務調査について、令和5年12月定例会開会日前日まで閉会中の継続調査とする申出がありました。

申出書はお手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木内欽市） 配付漏れないものと認めます。

おはかりいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長、議会だより編集特別委員会委員長の申出書の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、本申出書の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程 閉会中の所管事務調査申出書の件

○議長（木内欽市） おはかりいたします。閉会中の所管事務調査申出書について、申出書のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木内欽市） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申出書のとおり決定いたしました。

◎日程第14 閉 会

○議長（木内欽市） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて令和4年旭市議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 木内 欽市

臨時議長 松木 源太郎

議員 常世田 正樹

議員 伊藤 春美